

岩手県告示第512号

平成22年5月6日付け岩手県報第10960号登載保安林の指定施業要件を変更する件（平成22年岩手県告示第450号）の内容について森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

平成22年5月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 指定施業要件を変更した森林に係る通知の要旨
 - (1) 指定施業要件を変更した森林の所在場所 下閉伊郡岩泉町中島字中島120の8
 - (2) 所在が不明である通知の相手方 千葉堯祐
- 2 通知の内容を掲示した場所 岩泉町役場